

FC TOKYO ACADEMY SUPPORTER 規約

■第1条 本規約は東京フットボールクラブ株式会社（以下、「当社」という）が組織・運営する「FC TOKYO ACADEMY SUPPORTER」（以下「本クラブ」という）に関して、第5条に定める会員（以下「会員」という）に対して適用される条件を定めたものです。

■第2条（本規約の範囲） 当社のオフィシャルホームページ上への掲載、電子メール、各種案内等の郵便、その他当社が適切と判断する方法により当社が提示する諸規定（以下、「諸規定」という）も、本規約の一部を構成するものとします。本規約の定めと、諸規定の定めが抵触する場合には、諸規定の定めが優先して適用されるものとします。

■第3条（本規約の内容およびサービスの変更） 当社は、本規約、本クラブおよび会員に提供するサービス（各種の特典を含みます。以下「本サービス」という）の内容を、別途定めがある場合を除き当社のオフィシャルホームページ上への掲載、個別の電子メールによる送信または各種案内等の郵便、その他適切な方法によって、変更内容および変更の時期を周知することにより、随時変更することができ、会員はこれをあらかじめ承諾するものとします。

■第4条（当社からの通知） 本規約および本サービスの内容の変更等に関する当社からの通知は、別途定めがある場合を除き当社のオフィシャルホームページ上への掲載、個別の電子メールによる送信または各種案内等の郵便、その他適切な方法によって、送信した時点からその効力を生じるものとします。

■第5条（会員） 1. 会員とは、入会申込時において本規約の内容を承諾の上、当社指定の手続きによる入会申込みを行い、当社が指定する方式に従って、所定の料金を支払った方とします。ホームページよりお手続きいただく場合は、手続き上表示される本規約に同意した上でお手続きいただきますが、その他当社が別途対応した場合でも申込時にご案内する本規約に同意した上で申込をするものとします。ただし、入会申込者が申込みを行う時点において18歳未満の場合は、入会申込みに関し保護者の同意が必要となります。 2.入会申込者は、本規約の内容に同意して、入会申込をするものとします。

■第6条（入会の承認および取消） 当社は、前条の入会申込者が次の各号に該当する場合を除いて、原則としてその申込みを承認し、入会申込者は、当該承認の後、会員としてサービスを利用することができるものとします。ただし、当該承認後に会員が次の各号に該当していることが判明した場合、当社は、当該会員の入会申込みを取消することができるものとします。 1. 当社が別途定める支払期限までにお支払いが完了しなかった場合 2. 入会申込内容に虚偽の記載、誤記、記入漏れ等がある場合 3. 入会申込者が実在しない場合 4. 入会申込者が第14条に定める反社会的勢力等に該当し

ていると認める場合またはその疑いが認められる場合 5. 本規約に違反した場合 6. その他、会員として不適切であると当社が認める場合

■第7条（有効期間） 1. 会員資格の有効期間は、当社が入会を認めた日（入会日）から当社が別途定めた年度内期日までとします。 2. 翌シーズンの募集を行う場合、会員は当社が指定した期間内において継続手続きを行うことにより、前項の有効期限を更新することができます。

■第8条（譲渡等の禁止） 会員は規約に基づく会員としての地位を、会員を含む第三者（以下「第三者」という）に対しても貸与、譲渡、売買、使用許諾、名義変更、質権の設定、その他の担保に供与することはできないものとします。

■第9条（会員情報の変更） 1. 会員は、第5条の入会申込時に当社に届けた住所、電話番号、電子メールアドレス等に変更が生じたときは、速やかにその内容を本クラブに連絡し、同時に入会申込時に届けた J リーグ ID の情報を自ら変更するものとします。 2. 会員は、その住所の変更に際して郵便局に対して転居届を提出する等、当社から会員宛の送付物の送付先である住所地の変更手続きに細心の注意を払うものとし、これらの注意を怠ることにより送付物の発送に関する費用が増加した場合、当該増加費用をすべて負担するものとします。 3. 婚姻などによる姓の変更等、当社が特別に承認した場合を除き、会員は入会時の届出内容である氏名を変更する事はできないものとします。 4. 入会申込時の届出内容および第1項の変更届出に関する責任はすべて会員が負うものとし、それが原因となり発生する情報、送付物等の不到達その他の不利益に関して、当社は一切の責任を負いません。 5. 送付物が会員に届かない場合、当社では、その原因が解消されるまで送付物の発送を停止いたします。

■第10条（退会） 1. 会員は、当社所定の手続きを行うことにより退会することができます。会員が退会手続を行ったときは、手続完了の時点から会員としての諸権利を失うものとします。 2. 会員資格は、一身専属のものとし、当社は、会員の死亡を知り得た時点をもって、当該会員から前項の手続きがあったものとして取り扱うこととします。 3. 前2項の場合、当社は、会員またはその相続人等に対し年会費を返却しません。 4. 当社は、本サービスの利用に関し、会員が本規約に違反した場合、当該会員に事前に通知することなく、退会の処分を行う場合があります。

■第11条（自己責任の原則） 1. 会員は、本サービスの利用に関して一切の責任を負うものとし、当社に対して何等の迷惑または損害を与えないものとします。 2. 本サービスの利用に関連して、会員が第三者に対して損害を与えた場合または会員と第三者との間で紛争が生じた場合、当該会員は、自己の責任と費用でこれを解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。 3. 会員は、他者の行為に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は当該他者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。 4. 当社は、本クラブおよび本サービスの利用により発生した会員の損害一切に対し、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、いかなる責任をも負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとします。 5. 当社以外の第三者が会員に対

して提供するサービス等の利用に関連して会員が損害を受けた場合、当社の責に 帰すべき事由による場合を除き、当社はいかなる責任も負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとしま す。

■第12条（営業活動の禁止） 会員は、本クラブおよび本サービスを利用して営利または宗教等の特別な目的を有する行為およびその準備を目的とした行為を行ってはならないこととします。

■第13条（その他の禁止事項） 当社は、会員が次の各号の行為を行うことを禁止します。 1. 本クラブおよび本サービスの内容に関する著作権、商標権、肖像権等の知的所有権を侵害する行為またはそのおそれがある行為 2. 第三者になりすまして入会する行為 3. 他の会員になりすまして本クラブおよび本サービスを利用する行為 4. 特典等を第三者に販売する行為 5. 当社または第三者を誹謗中傷する行為 6. 当社または第三者に不利益を与える行為 7. 運営を妨げるような行為 8. 申込書・申請書などの提出書類等において虚偽の内容を記載し、あるいは虚偽の報告をする行為 9. 前各号の他、本規約、法令または公序良俗に違反する行為、若しくはそれらのおそれがある行為、その他会員としてふさわしくない行為 10. 前各号の行為を第三者に行わせる行為 11. 二次流通サービス等で購入した特典品（クーポンやチケットを含む）を使用する行為

■第14条（反社会的勢力の排除） 1. 当社は、会員が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、準暴力団（集团的または常習的に暴行、傷害等の暴力的不法行為等を行っている暴力団に準ずる集団）およびその構成員、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団およびこれらに準ずる団体並びにこれらの構成員等を指します）または反社会的勢力が経営に実質的に関与している団体等（以下、まとめて「反社会的勢力等」といいます）に該当していると認める場合またはその疑いが認められる場合、本クラブへの入会および本サービスの利用の申込を拒否することができるものとします。 2. 当社は、会員が反社会的勢力等に該当していると認める場合またはその疑いが認められる場合、当該会員の会員資格を取り消すことができるものとします。なお、かかる場合において、当該会員が本サービスおよび付随サービスにかかる 対価・費用を支払済みのときも、当社および当該付随サービスの提供者は、一切の対価・費用の払戻しを行わないものとし、当該会員は、会員資格の取消しにより生じた損害等を何ら請求できないものとします。

■第15条（会員資格の喪失） 1. 会員は、以下の各号のいずれかに該当した場合、会員資格を喪失するものとします。(1)入会申込みが取消された場合 (2)第10条に基づいて退会した場合 (3)会員が死亡した場合 (4)本規約に違反したまたは違反したおそれが高いと当社が判断する場合 2. 前項の場合、当社は、会員またはその相続人等に対して年会費を返却しません。

■第16条（年会費等の諸費用） 1.年会費は、コース別に応じて別途定めるものとします。会員は、有効期間が更新された場合、更新後の内容に応じた 年会費を支払うも

のとします。 2. 会員は、年会費等（年会費、それに付随する諸費用および次項の料金などのこと。以下同じ）を当社の定める方法に寄り当社の定める時期までに支払うものとし、会員が指定した決済方法で決済されることに同意します。 3. 年会費以外の利用料金の支払いを要する有料サービスを行う場合、当社は別途その利用料金を定めて会員に対して明示します。 4. 当社は、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、年会費等を会員に対して返却いたしません。 5. 第 2 項の年会費等の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、原則会員の負担とします。 6. 会員が当社から会員に対する送付物の送付先を日本国外に指定することはできません。

■第 17 条（本クラブの終了） 1. 当社は、当社の裁量で本クラブを終了し、会員に対する本クラブおよび本サービスの提供を中止することができます。 2. 当社が前項の措置をとったことにより会員または第三者が損害を蒙った場合でも、当社は、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、一切の責任および損害賠償義務を負わないものとします。

■第 18 条（免責） 1 当社は、本クラブおよび本サービスの利用により会員または第三者が被った損害については、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、一切の責任を負わないものとします。 2 本規約が消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 2 条第 3 項の消費者契約に該当する場合には、本規約のうち、当社の損害賠償責任を完全に免責する規定は適用されないものとします。この場合において会員に発生した損害が当社の債務不履行または不法行為に基づくときは、当社は、お支払いいただいたファンクラブ会費または金 1 万円のいずれか高い方を上限として損害賠償責任を負うものとします。ただし、弊社に故意または重過失がある場合は除きます。

■第 19 条（会員情報の利用目的） 当社は、会員から個人情報を取得した場合には、当該個人情報を当社が別途定める「個人情報保護方針」に基づき、適切に取り扱うものとします。

■第 20 条（準拠法） 本規約の成立、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

■第 21 条（専属的合意管轄裁判所） 当社および会員は、当社と会員との間で本規約、本クラブおよび本サービスの利用に関して紛争が生じた場合、双方誠意をもって協議することとしますが、それでもなお解決しない場合は、その訴額に応じて、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

■第 22 条（問合せ先） この規約についてのお問合せは FC 東京（Tel.042-444-2630）までお願いします。 附則 本規約は、2026 年 4 月 1 日より施行します。